

村上市社会福祉協議会ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人村上市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が管理する当該ホームページ上に掲載するバナー広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載範囲)

第2条 本会ホームページに広告を掲載できるものは、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序もしくは善良な風俗に反し、または反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 青少年の保護または健全育成の観点から適切でないもの
- (5) 誇大広告及び不当表示、その他表現が適切でないもの
- (6) その他、本会が掲載する広告として不適切であると認められるもの

(広告の種類と規格)

第3条 広告の種類はバナー広告とする。

2 広告の規格は、原則として次の各号のとおりである。

- (1) 大きさは、縦85ピクセル×横213ピクセルとする。
- (2) 形式は、GIF（アニメーションGIF不可、透過GIF不可）及びJPEGとする。

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は、本会ホームページのトップページで本会が指定した位置とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、原則として1年単位とし、次条の要件を満たし掲載申し込みのあった期間とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。また、本会会長（以下、「会長」という。）が必要と認めるときは、掲載期間を指定することができるものとする。

2 広告を掲載する開始日（以下、「掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。ただし、掲載開始日が休日にあたるときは、その

翌日とする。

- 3 広告掲載の終了日（以下、「掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。ただし、掲載終了日が休日にあたる時は、その翌日とする。
- 4 広告を掲載する期間の希望がないときは、第8条にある掲載可否を決定後の翌月から当該年度末までとする。

（掲載要件）

第6条 広告掲載ができる要件は、本会の賛助会員である企業・法人会員で100万円（10,000円）以上の会費を納めた者とする。

（広告掲載の申込）

- 第7条 広告を掲載しようとする者（以下、「申請者」という。）は、「ホームページバナー広告掲載申込書（別紙様式1）」に必要事項を記入し、掲載しようとする広告原稿を電子メールまたは電子記録媒体により添付して本会に申し込むものとする。
- 2 広告原稿の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
 - 3 会長は、提出された広告原稿が第2条の規定に反すると判断した場合は、申請者に修正・削除を求めることができる。

（広告掲載の決定）

- 第8条 会長は、前条の規定に基づく申込書を受理したときは、次条に規定する委員会による審査結果を受けて、掲載の可否を決定する。
- 2 会長は、前項の審査結果に基づき広告掲載の可否を決定したときは、その結果について「ホームページバナー広告掲載（非掲載）決定通知書（別紙様式2）」により、申請者に通知するものとする。
 - 3 会長は、広告掲載希望が掲載枠を超えた場合は、次の順位により決定する。
 - （1）第1順位 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告
 - （2）第2順位 私企業または事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有するものの広告（前号に掲げるものを除く。）
 - （3）第3順位 私企業または事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有しないものの広告（第3号に掲げるものを除く。）
 - （4）第4順位 前各号に掲げるもの以外の広告
 - 4 前項の規定によっても順位が同じ広告が複数あることにより、掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。

(村上市社会福祉協議会ホームページ広告審査委員会)

第9条 会長は、ホームページの広告掲載を適正に実施するため、村上市社会福祉協議会ホームページ広告審査委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、事務局長、総務課長、地域福祉課長、生活支援課長、介護事業課長、総務係長で構成する。
- 3 前条に規定する者のほか、会長は、必要があると認める者の出席を求めることができる。
- 4 事務局は、総務課に置く。
- 5 委員会は、次の事項について審査する。
 - (1) 広告掲載の可否に関する事
 - (2) その他広告掲載に関して必要な事項

(広告掲載内容の承諾)

第10条 第9条の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下、「広告主」とい。）は、掲載内容および条件等を遵守する旨の「承諾書（別紙様式3）」を本会へ提出する。

(広告内容)

- 第11条 広告のデザインおよび内容などは申請者が作成し、本会ホームページのイメージを損なうことのないよう、申請者と調整してから掲載するものとする。
- 2 広告原稿に写真、イラスト、ロゴなどを使用する場合は、申請者において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は申請者が負担するものとする。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する責任は、全て申請者が負うものとする。

(掲載広告の取り消し)

- 第13条 会長は、掲載した広告に支障が生じた場合は、広告掲載を取り消すことができる。
- 2 会長は、前項の掲載決定の取り消しをしたときは、「ホームページバナー広告掲載取消書（別紙様式4）」により、その結果を申請者に通知する。

(広告中止等に伴う広告掲載料の取扱)

第14条 前条により広告掲載を中止したときは、当該広告掲載をしなかった期間に係る広告掲載料は返還しない。

2 本会の責めに帰すべき事由により、10日間を超えて広告が掲載されなかったときは、広告主は、当該広告が10日間を超えて掲載されなかった日数に応じて、日割り計算により10円未満の端数を切り捨てた額を請求することができる。

(免責事項)

第15条 本会は、広告掲載に伴い広告主に損害が生じた場合、その原因の如何に関わらず賠償する責任を負わないものとする。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

令和 年 月 日

ホームページバナー広告掲載申込書

社会福祉法人村上市社会福祉協議会長 様

次のとおり村上市社会福祉協議会ホームページへのバナー広告の掲載を申請します。

広告掲載希望者	住所	〒		
	ふりがな 名称			
	代表者	役職名		
		ふりがな 氏名	®	
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL		
		FAX		
		Eメール		
	業種			
掲載希望期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (か月) ※希望がなければ、掲載許可後の翌月から年度末まで			
掲載予定原稿	広告内容 (バナーのフレーズ、写真等) *別添可			
リンク先URL	http://			
遵守事項	村上市社会福祉協議会ホームページ広告掲載要綱を遵守します。			

(別紙様式2)

村社協第 号
令和 年 月 日

様

社会福祉法人村上市社会福祉協議会
会長

ホームページ広告掲載（非掲載）決定通知書

令和 年 月 日付で申込みのあった本会ホームページへのバナー広告掲載について、次のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 広告掲載について

掲載可 / 掲載不可
(理由)

(以下、掲載可の場合)

2 広告掲載期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 広告掲載料 金 , 円
(令和 年度村上市社会福祉協議会賛助会費として)

4 広告掲載料の納入

令和 年 月 日までに同封の納入通知書により、指定の場所でお支払い
ください。

5 その他

令和 年 月 日までに同封の承諾書（別紙様式4）を総務課へ提出して
ください。

(別紙様式3)

令和 年 月 日

承 諾 書

(あて先) 村上市社会福祉協議会 会長

広告主 住所 (所在地) _____
法人名 (名称) _____ 印
代表者職氏名 _____
担当者氏名 _____
連絡先 (TEL) _____
(FAX) _____
(Eメール) _____

村上市社会福祉協議会ホームページ広告掲載要綱第10条の規定に基づき、次の内容について承諾します。

1 広告の内容及び条件

村上市社会福祉協議会トップページは、予告することなくデザイン等の変更を
する場合があります。この変更に伴い、バナー広告の掲載位置や並び順が変更となる
場合にも異議を申し立てません。

2 その他

私 (当社) は、村上市社会福祉協議会ホームページ広告掲載要綱に定める事項を
承諾し、かつ、遵守し、社協からバナー広告掲載に関する指示があった場合には誠
実に対応します。

(別紙様式4)

令和 年 月 日

ホームページバナー広告掲載取消書

(あて先) 村上市社会福祉協議会 会長

広告主 住所 (所在地) _____
法人名 (名称) _____ 印
代表者職氏名 _____
担当者氏名 _____
連絡先 (TEL) _____
(FAX) _____
(Eメール) _____

村上市社会福祉協議会ホームページ広告掲載要綱第13条の規定に基づき、次の理由により広告掲載を取り止めます。

広告掲載 取消の理由	
---------------	--